

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月23日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第5号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県警察職員定数条例（昭和29年香川県条例第41号。以下「条例」という。）<u>第5条</u>の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）の香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の組織及び警察署ごとの配分を定めるものとする。</p> <p>(警察本部の配置定員)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="188 810 1086 1294"><thead><tr><th>組織区分</th><th>警察官</th><th>警察官を除く職員</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>警務部</td><td><u>69人</u></td><td><u>114人</u></td><td><u>183人</u></td></tr><tr><td>生活安全部</td><td><u>123人</u></td><td>19人</td><td><u>142人</u></td></tr><tr><td>刑事部</td><td><u>144人</u></td><td>31人</td><td><u>175人</u></td></tr><tr><td>交通部</td><td><u>117人</u></td><td>48人</td><td><u>165人</u></td></tr><tr><td>警備部</td><td><u>104人</u></td><td><u>2人</u></td><td><u>106人</u></td></tr><tr><td>香川県警察学校</td><td>77人</td><td>2人</td><td>79人</td></tr><tr><td>合計</td><td>634人</td><td>216人</td><td>850人</td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(警察署の配置定員)</p> <p>第3条 略</p>	組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計	警務部	<u>69人</u>	<u>114人</u>	<u>183人</u>	生活安全部	<u>123人</u>	19人	<u>142人</u>	刑事部	<u>144人</u>	31人	<u>175人</u>	交通部	<u>117人</u>	48人	<u>165人</u>	警備部	<u>104人</u>	<u>2人</u>	<u>106人</u>	香川県警察学校	77人	2人	79人	合計	634人	216人	850人	備考 略				<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県警察職員定数条例（昭和29年香川県条例第41号。以下「条例」という。）<u>第4条</u>の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）の香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の組織及び警察署ごとの配分を定めるものとする。</p> <p>(警察本部の配置定員)</p> <p>第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 810 2074 1294"><thead><tr><th>組織区分</th><th>警察官</th><th>警察官を除く職員</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>警務部</td><td><u>66人</u></td><td><u>113人</u></td><td><u>179人</u></td></tr><tr><td>生活安全部</td><td><u>120人</u></td><td>19人</td><td><u>139人</u></td></tr><tr><td>刑事部</td><td><u>139人</u></td><td>31人</td><td><u>170人</u></td></tr><tr><td>交通部</td><td><u>114人</u></td><td>48人</td><td><u>162人</u></td></tr><tr><td>警備部</td><td><u>118人</u></td><td><u>3人</u></td><td><u>121人</u></td></tr><tr><td>香川県警察学校</td><td>77人</td><td>2人</td><td>79人</td></tr><tr><td>合計</td><td>634人</td><td>216人</td><td>850人</td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(警察署の配置定員)</p> <p>第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。</p>	組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計	警務部	<u>66人</u>	<u>113人</u>	<u>179人</u>	生活安全部	<u>120人</u>	19人	<u>139人</u>	刑事部	<u>139人</u>	31人	<u>170人</u>	交通部	<u>114人</u>	48人	<u>162人</u>	警備部	<u>118人</u>	<u>3人</u>	<u>121人</u>	香川県警察学校	77人	2人	79人	合計	634人	216人	850人	備考 略			
組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計																																																																						
警務部	<u>69人</u>	<u>114人</u>	<u>183人</u>																																																																						
生活安全部	<u>123人</u>	19人	<u>142人</u>																																																																						
刑事部	<u>144人</u>	31人	<u>175人</u>																																																																						
交通部	<u>117人</u>	48人	<u>165人</u>																																																																						
警備部	<u>104人</u>	<u>2人</u>	<u>106人</u>																																																																						
香川県警察学校	77人	2人	79人																																																																						
合計	634人	216人	850人																																																																						
備考 略																																																																									
組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計																																																																						
警務部	<u>66人</u>	<u>113人</u>	<u>179人</u>																																																																						
生活安全部	<u>120人</u>	19人	<u>139人</u>																																																																						
刑事部	<u>139人</u>	31人	<u>170人</u>																																																																						
交通部	<u>114人</u>	48人	<u>162人</u>																																																																						
警備部	<u>118人</u>	<u>3人</u>	<u>121人</u>																																																																						
香川県警察学校	77人	2人	79人																																																																						
合計	634人	216人	850人																																																																						
備考 略																																																																									

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
香川県東かがわ警察署	<u>43人</u>	5人	<u>48人</u>
香川県さぬき警察署	<u>63人</u>	4人	<u>67人</u>
香川県高松東警察署	<u>57人</u>	5人	<u>62人</u>
香川県小豆警察署	47人	4人	51人
香川県高松北警察署	276人	16人	292人
香川県高松南警察署	<u>207人</u>	12人	<u>219人</u>
香川県坂出警察署	101人	8人	109人
香川県高松西警察署	46人	5人	51人
香川県丸亀警察署	<u>209人</u>	13人	<u>222人</u>
香川県琴平警察署	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	64人	6人	70人
香川県観音寺警察署	<u>70人</u>	6人	<u>76人</u>
合計	1,225人	89人	1,314人

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
生活安全部	<u>1人</u>		<u>1人</u>
刑事部	1人		1人
交通部	1人		1人
警備部	<u>3人</u>		<u>3人</u>
香川県高松南警察署	1人		1人
香川県丸亀警察署	<u>1人</u>		<u>1人</u>
合計	<u>8人</u>		<u>8人</u>

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
香川県東かがわ警察署	<u>42人</u>	5人	<u>47人</u>
香川県さぬき警察署	<u>62人</u>	4人	<u>66人</u>
香川県高松東警察署	<u>56人</u>	5人	<u>61人</u>
香川県小豆警察署	47人	4人	51人
香川県高松北警察署	276人	16人	292人
香川県高松南警察署	<u>208人</u>	12人	<u>220人</u>
香川県坂出警察署	101人	8人	109人
香川県高松西警察署	46人	5人	51人
香川県丸亀警察署	<u>210人</u>	13人	<u>223人</u>
香川県琴平警察署	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	64人	6人	70人
香川県観音寺警察署	<u>71人</u>	6人	<u>77人</u>
合計	1,225人	89人	1,314人

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警察官	警察官を除く職員	合計
生活安全部	<u>2人</u>		<u>2人</u>
刑事部	1人		1人
交通部	1人		1人
警備部	<u>2人</u>		<u>2人</u>
香川県高松南警察署	1人		1人
合計	<u>7人</u>		<u>7人</u>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。